

「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」素案骨子構成内容

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

(2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として策定します。

また、母子保健の分野については、計画の対象、策定の趣旨・内容が市町村行動計画に包括されることから、この計画を母子保健計画としても位置づけることとします。

2 計画の対象・期間

(1) 子どもの範囲

本計画における子どもとは、18歳未満の者をいう

(2) 計画の対象となる者

本計画は、子ども自身はもとより、その家族、地域、学校、企業、各種団体など社会全体を対象とする

(3) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年計画とする

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

※本市における子どもと子育てに関する現状等を記載

1 わが国における少子化の状況

(1) 少子化の現状

(2) 少子化の原因と背景

(3) 国の動き

2 本市における状況

(1) 少子化の現状

(2) 将来人口推計

(3) 世帯の状況

(4) 母子保健水準の状況

(5) 主な子育て支援施策の状況

(6) 次世代育成支援地域行動計画の分析

(7) ニーズ調査結果等の概要

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次の3項目を基本理念として策定します。

- (1) 社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもたちが、明るく健やかに成長できるような環境づくり
- (2) 子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み育てることができる社会づくり
- (3) 子どもを育てている人が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくり

2 基本的視点

計画の推進にあたり、次の7項目を基本的視点として策定します。

(1) 子どもの最善の利益を尊重する

子育ては男女が協力して行うべきとの視点に立ち、「児童憲章」の理念のもとに、輝く未来と無限の可能性を持つすべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す、子どものための計画とします。

(2) 子どもの育ちを支援する

一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境づくりに向けた取組を進めます。

(3) 利用者の立場に立つ

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくこと、利用者に寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことなど、常に、多様な個別のニーズに柔軟に対応できる利用者が利用しやすい子育て支援策とします。

(4) 社会全体で子育て支援を行う

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提のもと、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることができるよう、行政や企業、施設や学校、町内会などの地域社会が相互に協力しあって、「親育ち」の過程を支援していくことを含め、社会全体で子育てを支援していく施策を推進します。

(5) 仕事と生活の調和の実現を目指す

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、地域の実情に応じた取組を推進します。

(6) 地域における社会資源を効果的に活用する

地域で子育てに関する活動を行うNPOや育児サークル、母親クラブ、あいご会、町内会をはじめとする様々な地域活動団体、事業者、民生委員・児童委員及び高齢者などと協力して、地域での子育て支援を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園、児童センターをはじめとする児童福祉施設・学校施設及び地域福祉館等の公共施設の活用を推進します。

(7) サービスの質を向上させる

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、人材の資質の向上を図るなどサービスの質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

第3章 計画の基本的考え方

3 基本的施策

※7月7日に、「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針（案）」の概要が示されたことから現在、調整を行っており、次回会議でお示しする予定。

新 現 計 画	(1)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制 (提供区域、量の見込みと確保方策等)
	(2)	地域における子育て支援
	(3)	母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進 (母子保健計画関連)
	(4)	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
	(5)	子育てを支援する生活環境の整備
	(6)	職業生活と家庭生活との両立の推進
	(7)	子どもの安全の確保
	(8)	児童虐待対策の推進
	(9)	ひとり親家庭の自立支援の推進
	(10)	障害のある子どもへの支援
	(11)	配偶者等からの暴力に対する対策の推進
	(12)	子育てに対する経済的支援

4 施策の体系

第4章 施策の概要

「施策の体系」に基づいた取組内容を掲載

第5章 計画の推進

- ・計画の推進に向けた役割（行政、家庭、地域、企業・職場等）
- ・計画の進行管理（点検・評価等）